

## ■耐震診断・耐震改修計画 評価申請手数料一覧

(単位:円)【10%消費税込み】

面積・工法等区分		評価区分	耐震診断のみ	耐震改修計画のみ	耐震診断＋耐震改修計画	再専門委員会(※1)
延べ面積(棟単位)	A ≤ 500		165,000	247,500	330,000	88,000
	500 < A ≤ 2,000		220,000	330,000	440,000	88,000
	2,000 < A ≤ 5,000		275,000	412,500	550,000	110,000
	5,000 < A ≤ 10,000		357,500	536,250	715,000	143,000
	10,000 < A ≤ 20,000		440,000	660,000	880,000	176,000
	20,000 < A ≤ 40,000		550,000	825,000	1,100,000	198,000
	40,000 < A		660,000	990,000	1,320,000	220,000
高層建築物、混合構造、特殊工法、特殊材料等の場合(※2)			別途算定(※3)			

【手数料改定日】 令和元年10月1日 (※改定日以降に開催される当評価委員会に付議される建物から対象となります。)

## 【備考】

- 評価申請手数料は申請される建築物又は建築物の部分の各階の床面積の合計(A)の区分に応じた額になります。(評価棟単位の延べ面積での算定となります。)
 

なお、同一敷地で別棟やEXP.J等により構造的に分離された複数の棟を同時に評価申請する場合は、棟毎に各評価区分の手数料に応じた額の合計となります。
- 「耐震改修計画のみ」の評価申請の受付については、過去2年以内に当評価委員会にて「耐震診断のみ」の評価書を交付した建築物で、同一の診断者が行ったものに限ります。
- 再専門委員会(※1)とは、専門委員会の開催回数が2回を超えた場合で、それ以降、1開催ごとに上記手数料を加算します。
- 高層建築物、混合構造、特殊工法、特殊材料等(※2)によるものとは、地上6階建を超える建築物又は構造形式が複合した建築物(RC+S、SRC+Sなど)、特殊な補強技術、補強工法、補強材料等を採用した場合で、評価作業量の増大が見込まれるもの。
- 別途算定(※3)については、事前協議のうえ決定します。(上記金額の概ね5～11万円増が目安です。)
- 評価申請手数料の振込みについて
  - ・上記手数料につきましては、当委員会事務局より請求書を送付しますので、記載の期日までに指定の銀行口座へお振り込みください。(※振込み金額は、上記手数料に消費税率を乗じた金額となります。)
  - ・振り込まれた上記手数料は審査途中で取下げられても返還いたしませんのでご注意ください。
  - ・振り込みに要する手数料につきましては、申請者負担でお願いします。
- 改修計画等の変更などにより再評価申請を行なう場合は、上記手数料の80%の額になります。
  - ・再評価については、「福岡県建築物耐震診断・耐震改修マニュアル(平成25年改訂)」P.54を参照してください。
- 対象建築物は、福岡県内のものに限ります。また、高さが地上45mを超える建築物や旧建築基準法38条に基づく建設大臣の認定を受けた建築物については対象外とします。その他詳細については、「福岡県建築物耐震診断・耐震改修マニュアル(平成25年改訂)」P.53を参照してください。
 

○上記マニュアルのダウンロード→[http://www.fkjc.or.jp/download/pdf/H25\\_fukuokataishin\\_sin\\_kai\\_man.pdf](http://www.fkjc.or.jp/download/pdf/H25_fukuokataishin_sin_kai_man.pdf)

## ◇受付窓口

対象施設	受付窓口	TEL
福岡県内の下記以外の施設 (民間建築物含む)	(一財)福岡県建築住宅センター 5階 構造判定部	092-737-8116
	〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1	
福岡市以外の市町村の施設 (住宅供給公社等含む)	(公財)福岡県建設技術情報センター 公共建築支援課	092-947-2493
	〒811-2416 糟屋郡篠栗町大字田中315-1	